

令和元年6月定例会 県土整備委員会（付託）

令和元年7月3日（水）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時23分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 消費者庁等の徳島移転について（資料1）

折野危機管理部長

1点御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

消費者庁等の徳島移転についてでございます。

令和元年6月21日、消費者庁等の徳島移転に関する内容を含む、まち・ひと・しごと創生基本方針2019が閣議決定されました。

内容につきましては、枠囲いに記載のとおり、2017年7月に徳島県において開設した消費者行政新未来創造オフィスにおいて、徳島県を実証フィールドとした新たな分析・研究プロジェクト等の成果が高く評価され、同オフィスの機能の充実と規模の拡大を見据えた、新たな恒常的拠点を2020年度に発足させるとの方針が決定されたところであります。

この新たな拠点は、国の出先機関ではない、本庁機能を有する拠点であり、県としましては、新たな拠点が、徳島に新しい人の流れを呼び込み、地方創生にふさわしいものとなるよう、引き続き、消費者庁等の徳島移転を促進してまいります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岡委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

高井委員

消費者庁の件について聞きたいと思います。

それより前に、今、鹿児島県でも大雨が続いており、避難指示まで出たという状況だと思っています。徳島県も遅ればせながらの梅雨に入り、来週に向けて随分雨が降りそうな予測でありますし、危機管理部の皆さんには、昨年の中にもありますので、この度もいろいろ

な状況を収集しながら、被害がないように取り組んでほしいと思います。

ちなみに宅地などの浸水被害想定とかは県土整備部ですか。浸水被害想定を県も作っていますので、県土整備部で改めて聞きたいと思います。

毎年9月に防災訓練を実施しています。7月に入りましたので、今年度の防災訓練について方向性がそろそろ固まっているのか、まずはそれを聞かせていただきたいと思います。

菊地とくしまゼロ作戦課長

委員から毎年9月1日に実施している防災訓練の話がありました。

防災訓練につきましては南部、西部、東部で、持ち回りでやっております。今年度におきましては南部で実施する予定となっております、阿南市で進めているところですが、詳細については、今、正に地元の人たち、いろいろな連携する団体等とこれから調整を進めていくところでございます。

高井委員

よろしく申し上げます。知事も選挙の公約に国土強^{じん}靱化とございますが、防災・減災対策を一番に掲げておられました。訓練というのが非常に大事になってきますし、近年の様々な災害に対応するためにいろいろ取り組んでいただいておりますので、実践的で有意な、価値のある防災訓練にできるように、準備をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、本題の消費者庁に入りたいと思います。杉本委員が本会議で質問されまして、大きな枠は御答弁を頂きました。少し詳細についてお聞きをしていきたいと思ます。

今もお話があって資料も配られておりますが、私はこれでかなりすばらしい成果を認めていただいたと思っております。少なくとも消費者行政の発展と創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点^{きょんじょうてき}を来年度に発足するということは、全面移転かどうかよりも、少なくとも徳島県に恒常的な影響のある拠点ができるという大きな一歩であると思っております。

全面移転でなければいけないという議論やマスコミの情報もあるようですが、それは東京が言い出した一極集中を打破するための方策であって、それは東京のほうで考えていたことですので別にいいとは思いますが、もっと政策の意義として大事なものは、消費者行政の進化だと思ます。

消費者庁の機能強化や消費者被害が少なくなっていくこと、消費者が自主的・自立的に買い物をする、また生産者もそれを考えながら社会や人に優しい思いやりのある消費行動を自主的にやっていくことを促進していくことが、国民生活の向上に資するということがあります。そのために消費者庁ができたわけですから、消費者庁の機能の重要性に鑑みて徳島に恒常的拠点を持ってくれる、そうするとスタートする段階では東京に消費者庁がある形で、徳島もある種の拠点としてスタートすることになりますので、二極的な形になるのかもしれませんが、徳島としては皆さんが今まで頑張ってきたこれを期に、引き続き、機能強化を続けていけるように頑張りたいと思います。

そこで、消費者行政新未来創造オフィスがオープンして約2年ありますが、いろいろな事業に取り組んできた総括について、まずは教えていただきたいと思ます。

犬伏消費生活創造室長

一昨年(平成28年)の7月に消費者行政新未来創造オフィスが開設されて以降、県としてどのようなプロジェクトに取り組んでどのような成果を上げてきたのかという御質問を頂きました。

県としましては、平成29年7月に消費者行政新未来創造オフィスが県庁10階に開設されて以降、例えば一番大きいのは昨年6月に民法改正が行われまして、若年者いわゆる未成年の年齢が2022年の4月1日から引き下げられることとなりました。それを踏まえて、それを迎えるための消費者行政をどうするのかということで、徳島県では県立、私立、市立、それから特別支援学校、高等専門学校も含めて全56校、全ての高等学校等で若年者向けの消費者教育を推進してまいりました。

また、消費者被害、高齢者等の消費者被害を防止するため、今年3月に全ての市町村で見守りネットワークの構築が進んでまいりました。

さらに、エシカル消費につきましては、議会の後押しもいただきまして全国初の条例もできまして、これも全国のモデルとなるような成果が現れるようになりました。

そのような成果が高く評価されまして、去る6月21日に安倍内閣総理大臣が本部長を努める、まち・ひと・しごと創生本部におきまして、来年度のオフィス機能と規模を拡充させた新たな恒常的拠点を発足させるとの閣議決定がなされたものだと考えております。

今回の閣議決定を受けまして消費者庁では、新しい拠点の機能や規模について現在検討されていると伺っております。新しい拠点が徳島県に新しい人の流れを呼び込みまして、また地方創生にふさわしい機能と規模を備え、なおかつ全国の消費者行政の進化に貢献するような組織となるよう、県としても全力でサポートさせていただきたいと考えております。

高井委員

発足したのは平成29年ということで、前の準備段階からですと随分積み上げがあつて、頑張つてこられたことと思います。本当に行政と議会も一緒になって、全国初の条例も作り、56校の学校で取り組んでおられる消費者関係の教育、非常に大きい成果だと思います。全国のモデルとも言われていると思います。

社会への扉という教材を使い、教育委員会やまた学校の現場の先生方も、いろいろと新しいことで苦労があつたと思いますが、非常に大きな成果を生んでいると、徳島商業高等学校のカンボジアへの支援、SDGsなどの理念に本当にど真ん中のような様々な取組を各高等学校、小学校、中学校もやってくれている。未成年の方々にこうした教育を早期に取り入れるというのは非常に将来を見据えて大きな価値があると思います。

今後彼らが大人になって、社会に出ていろいろな消費者被害に会う前に、また、実際に仕事の現場でやる前に、社会、地球規模で物事を考えるという、そうした教育を徳島で受けていることは、人格形成にも仕事をする上でも柱というか、社会に対して自然といろいろなSDGsの考え方が身に付いていると感じました。

私の子供は中学生と高校生ですが、地域の学校でいろいろな取組をしているので、自然に身に付けているようでありまして、海洋プラスチックごみの件が最近ニュースで大きく連日取り上げられ、G20でも大きな話がありました。

その件でレジ袋を有料化するということが、これを娘はもっと早くしてもよかったんだ、いいことだと言いました。若い子たちの間では、自然に社会のために良くなることをしようという考えが身に付いているのだと感じました。それもこうした取組のおかげだろうと思います。

それに加えて高齢者の見守りネットワーク、高齢者が巻き込まれる犯罪は非常に増えております。徳島は言われているように人口減少が極端に進んでおります。逆に言うと少子高齢化の最先端を走っている県で、徳島でやる様々な高齢者への事業モデルというのは、先駆けて、正にこれから全国で進んでいくであろう様々な課題に対して一つの回答となると思いますし、徳島はそういう人口減少が進み、ピンチの県であるからこそ、逆に真っ先に取り組むという姿勢で頑張っていくというのは、非常に価値があることだと思います。

是非、これも引き続き充実に向けて取り組んでほしいと思いますが、そうした中でまず国民生活センターの件、移転の問題等も国でも議論があったようでありまして、こちらでも消費者教育の研修や商品テストの実施もしております。その点についてももう少し具体的に教えていただけたらと思います。

犬伏消費生活創造室長

ただいま、国民生活センターが徳島県におきまして、実施してまいりましたプロジェクトについての御質問をお受けいたしました。

まず、国民生活センターが本県で実施しているプロジェクトと申しますのは、一つは教育研修事業でございます。こちらは平成28年度から毎年14回講座を開いていただいているところでございます。平成24年度が14回、数値といたしまして平成28年度、平成29年度、平成30年度、今年が平成31年度で4回目の事業実施となってまいります。

こちらにつきましては、研修事業の内容、それから実施時期等も毎年変わってくるのですが、その中でも例えば、昨年度実施しました研修事業の中で、若年者における消費者トラブル防止のための啓発講座などにつきましては、予定人員を超える受講希望がありまして、急きょ定員を当初の1.4倍に増加したところでございます。

その一方で参加が少ないような研修もございました。研修内容を国民生活センターで一括して検討いただいておりますが、是非、消費生活相談員にとって仕事の参考になるものですか、また、消費者行政を担当する行政職員にとって有意義な研修を適切な時期に、受講者が希望されるような講師の先生方も含めて、実施していただけるように提案をさせていただいております。

数につきましては、平均受講者数が不十分であるというような御指摘も頂いておりますが、先ほど申し上げましたように、実施内容によればたくさん来ていただけるものでありますとか、鳴門会場で研修を実施していただいたときにアンケート調査をさせていただいておりますが、そのときには会場が非常に広くて使いやすい、トイレがきれいである、落ち着いた環境で勉強できた、ホテルの人が親切であったとか、そういった肯定的な御意見も頂いております。県としましては、研修会場自体につきましては、鳴門会場、徳島会場ともに研修を実施するのに十分耐えられるものと考えております。

次に、商品テストについて御質問を頂きました。

商品テストにつきましては、平成28年度に一度試行でやっておるのですが、そのときは

入浴用の椅子を調査していただいたところであり、こちらの入浴用の椅子というのも、実は椅子を止めているばねの所がさびて腐って危ない、大けがをするというところがありまして、試行のときですが国民生活センターで検査をしていただきました。その結果、十数年ぶりにSDマークの指定が変わりまして、そこがステンレスに変更されることとなりました。

平成29年度につきましては、電気温水器の貯湯タンクの据付状況の調査を国民生活センターの商品テストでされました。内容は、貯湯タンクの転倒を防止するアンカーボルトの取付方法についての実施調査でありました。国民生活センターの方がおっしゃってましたが、初めて現地に入って調査をした。その中で、打ち込み不足であるとか、ボルトの径が細いということが分かりました。国民生活センターは、この結果を基に消費者へのアドバイスや事業者への改善の要望等を行われたところでございます。

消費者委員会では、報告書の中で徳島県の場合は地域的な特徴があるので考慮しなければならないと書いておりました。この指摘は、徳島県は人口密集地域ではないからということをおっしゃっているのだと思いますが、設置自体の問題はしっかりと国民生活センターも危機意識を持っておられまして、全国に注意喚起をされており、それはそれで有用であったと考えております。

続きまして、昨年度は錠剤のサプリメントの調査をしておりまして、今、ちょうど取りまとめの最中であるとお伺いしております。

高井委員

細かいことのようにですが、しかし細かいことから積み上げが大事なんだろうと思います。いろいろ消費者被害を防ぐためにそうした発見をしていく、研修やテストを重ねていくことで非常に価値があったのんだろうと思います。研修の、例えば今の外部的な要因についてのアンケート結果の報告がございました。研修自体の中身について、例えば満足度、何が足りなかったとかそういうことに対して、消費者庁や参加者からの御意見等はございますでしょうか。

犬伏消費生活創造室長

参加者の満足度につきましては、国民生活センターが今年3月29日に消費者委員会に報告している資料がございました。報告資料の中では平成29年度、平成30年度の満足度調査をそれぞれ報告しておりましたが、5点満点のうちで全ての研修で4点以上、一番低いもので4.4点、一番高いので4.9点という非常に高い効果がでておるところでございます。

こちらを見ますと、最初、徳島なので遠いのかなと思われる方が、実際に来てみたら良かったというところも沢山あるのでなかろうかと、このように考えておるところでございます。

高井委員

中身が良かったというのが非常に大事なことであります。研修のために来ていますので価値があったという評価が出ていることは非常に大きいと思います。それも今回の国の評価につながったのんだろうとは思っております。

ただ、指摘があったように参加者の数や出席者の都道府県の偏りといいますか、県内の方が多という話もあったようではありますが、広く来やすくするために、県土整備部になります。連携をしながら公共交通並びに交通体制の整備も重ねて、駐車場もそうかもしれませんが、やはり充実させていく必要があると思います。

それに加えて消費生活相談員や消費者行政に詳しい行政の職員、民間の方々の人数を増やしていくこともこれから大事であろうと思いますし、国民生活センターの事業は今年度も続けていくようになるのだろうと思いますので、今までの成果を踏まえて充実に向けていただきたいと思います。

今回の予算の中には国民生活センターの研修や商品テストの件は出てきませんが、消費生活センター「戦略拠点機能」強化事業ということで予算を上げていただいておりますが、この件についてもう少し詳しく説明していただければと思います。

勝間消費者くらし政策課長

消費生活センター「戦略拠点機能」強化事業について御質問を頂いたところでございます。

これにつきましては、平成29年度に県内市町村、全てのエリアに消費生活センターの整備ができたというところでございます。これに県のセンターというものがございます。市町村のセンターが整備できたことを踏まえまして、県のセンターの機能を更に充実を図っていきたいと思っているところでございます。

基本的には市町村のセンターの設置の目的が、できるだけ身近な所でどこで住んでいても、しっかりした相談が受けられる体制ということでございます。

ただ、相談内容が、例えば高度なものあるいは広域的にわたるようなものについては、県のセンターでしっかりとバックアップができるような体制づくりも必要だろうということで、その体制を整えているところでございます。

そのため、昨年度から弁護士の方も非常勤で来ていただいておりますし、法的な専門家とうまく連携をして、体制づくりというものも進めているところでございます。

もちろん、県のセンターに掛かってくる相談だけでなく、市町村から掛かってくる相談につきましても、そこでしっかりと受けられるような体制も作り上げているところでございます。

高井委員

市町村もなかなか機能強化までいかず、弱い地域もありますので、是非、県からしっかりと連携しながらやっていただきたいと思います。

もう一つ、今回の大きな予算の一つとして上がっている新次元の消費者行政・消費者教育実装促進事業、これは、消費者政策国際会合が徳島で9月に行われるに当たってのいろいろな準備やシンポジウム、周辺地域との連携を図る取組を実施するというところでありますが、このG20のサイドイベントといいますか、国際会合ということでもありますので、主要な各国のしかるべき大臣クラスの方々がお見えになるのだろうと感じますが、これの中身といいますか、今検討中の部分も多いかもしれませんが、何を目玉にやっていくのか、検討している範囲があれば教えていただければと思います。

犬伏消費生活創造室長

G20大阪サミットのサイドイベントとして開催いたします、消費者政策国際会合の件についての御質問を頂きました。

消費者政策国際会合につきましては、9月5日、6日の両日、消費者庁と県との共催により徳島市内で開催することとしております。

現在、国で参加国を調整をしておるところでございますが、現在考えておりますのは、デジタル問題でありますとか、また、SDGsの達成に向けた取組の内容を検討するというので調整が進んでいると聞いております。

ただ、この内容自体は国際会合の場合、直前まで調整があるということなので、現在はまだお示しできるのはその程度ということでございます。

ただ、徳島県でも同じように取組を発信する予定がございまして、県主催のセッションにおきまして、若年者向けの消費者教育を題材に、国内外に有識者と知事も含めまして、パネルディスカッションを開催したいと考えております。

また、そのときには、徳島商業高等学校がカンボジアでのフェアトレードの取組について発表する機会を設けさせていただけたらと考えておるところでございます。

今回がせっかくの機会でありますので、県民の方にも消費者政策国際会合を契機に消費者行政について是非知っていただいて、消費者教育についても自ら習得いただける機会となりましたら大変有り難いと考えておりました。有志の大学生とシルバー大学校大学院に在籍される方によります通訳サポーターを、6月19日に委嘱させていただきました。現在、例えば消費者行政についてでありますとか、おもてなしの魅力度アップについて研修を受けていただいて、実際に会場で通訳のサポートをしていただくようなことを考えておるところでございます。

さらに、会合の中でスタディーツアーというのを考えておりました。希望の方にはなるのですが、城西高等学校におきまして藍染体験を通じて、本県のエシカル消費の教育の一端を感じていただけたらと考えておるところでございます。

現在決まっているのは以上のような内容でございます。

高井委員

消費者庁との共催でもありますし、国際会合の場合は直前まで調整がいるというのもよく分かります。

国内では大臣がお見えになるのだらうと思いますし、世界の国も大臣クラスの方ということであれば、警備や受入態勢も非常に大事なものとなってきます。

さっきおっしゃっていただいたような様々に広がっていくようなイベントや誘致等も進めていかれるのであれば、丁寧ないろいろなすり合わせや成功に向けての準備が必要になると思いますので、よろしく願いいたします。

各国の大臣クラスが来るとかなり警備も厳しくなってくるのではないかと思います。

9月始め、夏休み明けでありますし、仕事もちょうど忙しくなっていく、子供たちも学校が始まっているということになりますので、徳島県自体の県内の流通というか、経済に余り影響を与えないように、県警とも連携しながら、準備も大事であろうかと思います。

大阪は、厳しい警備の下にG20が無事に終わりました。来た方々に事件事故なく帰っていただくというのは一番大事なことでありますし、かつ、国際会合は、世界中から様々なマスコミ等も注目をされますので、徳島のおもてなしをアピールする、徳島の取り組んできた政策に加えて、徳島県自体をアピールする大きなチャンスでありますので、成功に向けて議会も一緒になって取り組んでいけますようによろしくお願いいたします。

最後になりますが、来年度の概算要求が8月ぐらいから始まり、12月の予算決定に向けて様々な調整が参議員選挙後にスタートするという形になると思います。

もちろん、消費者庁の全面移転のお話は国中心に決定されたことであり、消費者庁と相談しながら徳島としてはある種、待ちの姿勢であろうかと思いますが、ただv s 東京と掲げている以上は、東京の言うとおりにするのではなく、やはり徳島からもはっきり概算要求に向けて、これだけ取り組んできたのだから、こういう事を更にしていくということで、全面移転に向けて押し込んでいくという事に加えて、少なくとも全面移転に至る前の段階の恒常的拠点については、やはりきちっとこうした事業を進めていくので予算化をしてほしいということ、これから申し上げていく必要があるのではないかと思います。

概算要求に向け何をアピールしていくのか、ポイントがあれば教えていただきたいと思っています。

犬伏消費生活創造室長

消費者庁では、国の概算要求に向け、新しい機能でありますとか新たな拠点の体制につきまして、機構定員要求がなされるのだろうと伺っております。

もちろん、組織の発足につきましては、予算と人が必要となってまいりますので、このため少し早いのですが、まずは去る5月31日に麻生財務大臣に対して知事から消費者庁等の徳島移転の実現に向けた財源確保、要求はまだですが、是非お願いしますとさせていただいたところでございます。

また、現在、国の方針は出てますが、令和元年度、年度途中でございますので、現在やっているプロジェクトをしっかりと進めていく。それが12月の政府の基本方針、査定等の中に大きく影響するのではないかと考えておりました、しっかりとやっていきたいと考えております。

また、繰り返しになるのですが、その第一歩としましては、やはりG20消費者政策国際会合、こちら国と一緒にやりますので大きな国際会合、実は徳島県内でやるのは初めてではなかろうかと伺っておりますので、これをしっかり行いまして成功に導くことも大事なものと考えておるところでございます。

高井委員

2拠点的になっていくというか、恒常的拠点を設置したというのは、国では役所の肥大化だったり、焼け太りみたいに言う人もいるかも知れません。しかし、消費者行政新未来創造オフィスの取組自体が評価されて、徳島というある種コンパクトな県内で、教育や環境であったり、福祉や犯罪被害の分野であったり、連携をして県が真ん中に立って、消費者庁といろいろな事業に取り組んでいく、連携の重要性というか、実施していくことの価値を実践できたというのは大きいと思いますし、それはどの人からも評価をされていると

思います。

省庁を横断的に様々な消費者の観点から生産者を巻き込み、いろいろな形で展開をしていくことが評価を受けておりますので、是非これを成功させるように取り組んでいただけますよう、お願い申し上げます。

岡委員長

午食のため、休憩いたします。(11時56分)

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは質疑をどうぞ。

山田委員

午前中の消費者庁の話に興味深く聞かせていただきました。事実と違う点もありますので、その点も含めて聞いていきたいと思っております。

まず、国会対応、法執行、司令塔機能、これらの本来の全面移転に向けた仕事、消費者行政新未来創造オフィスではこの検証ができていないと既に報道もされております。県として、全面移転に向けた検証がされなかったことについてはどう認識されてますか。

犬伏消費生活創造室長

消費者行政新未来創造オフィスが平成28年7月24日に徳島県庁10階に開設された際に、実施される内容というのが二つございました。一つは全国展開を見据えたモデルプロジェクトを実施する、もう一つは、調査研究機能をしっかりやっていくという大きなテーマがございました。

御指摘のとおり、国会対応機能、危機管理機能、司令塔機能については東京で実施するという国の方針が出ておりましたので、検証はされなかったと認識しております。

県としましてはこちらもしっかりしていただければ、その点もまた違って来たのではないかなという感じはしますが、いかんせん今回はされてなかったというような事態でございます。

山田委員

個別の問題で、国民生活センターの研修事業です。1講座当たりの受講者数、定員充足率、2018年度の徳島と相模原の数字をそれぞれ教えてくださいませんか。

犬伏消費生活創造室長

研修事業の受講者数、定員充足率、相模原会場と徳島会場、徳島会場と申しますのは鳴門と徳島と両方やりましたので、そちらの実績について御質問を頂きました。

まず、平成28年度につきましては、相模原会場の参加者数が4,211名、充足率が77パーセント、徳島会場が430名、充足率が42.7パーセント、平成29年度につきましては、相模原会場が4,537名、充足率が81.8パーセント、徳島会場が509名、充足率が49.1パーセン

ト、平成30年度の実績につきましては、相模原会場が3,801名、充足率が91.7パーセント、徳島会場が383名、充足率が50.7パーセントとなっております。

ただ内容といいますのは、同じものをやったものではございません。同じようなタイミングで同じような内容、これと同じようなものどうしを比べると、徳島と東京、相模原の違いが分かるのですが、内容が違うものどうしを比べましても、一概に徳島が遠いから駄目だというのはなかなか言い切れないのではないかと。内容も非常に関係しますし、実際に内容でオーバーしたものもございますので、全部が低ければ確かに徳島が全部悪いという可能性もありますが、正確に比較するには全て同じ条件の下で比較するべきではなからうかと考えております。

山田委員

その数字と合わせて、1講座当たりの平均人数も報告いただきたいのと合わせて、高井委員の質問の中で、2016年度と2017年度に行われた徳島県の研修に対する自治体アンケートです。1,300自治体対象で2016年度が1,013自治体、2017年度が956自治体の回答があったと聞いてますが、この中身、先ほど犬伏消費生活創造室長が言われた中身と違うでしょ。私が頂いている資料とは違うと思うのですが合わせて御答弁ください。

犬伏消費生活創造室長

お問い合わせいただいた中で、1講座当たりの人数でございますが、平成28年度が相模原会場が1講座当たり55.4名、徳島会場が30.7名、平成29年度は相模原会場は1講座当たり58.9名、徳島会場は36.4名、平成30年度につきましては、相模原会場が60.3名、徳島会場が27.4名でございます。

先ほどおっしゃった、数字が違うというお話ですが、私が説明させていただいたのは国民生活センターが出された資料でございます。県庁が作った資料ではございません。その内容と申しますのは、実際に参加された方の評価の満足度を御紹介させていただいたわけでございます。これは実際に来てみると案外よかったのではないのかという評価ではなからうかと認識しておるところでございます。

山田委員

2016年度と2017年度に行われたこのアンケート調査の結果については、徳島県の研修に派遣しなかったと回答した自治体が約9割、また関西、中国、四国の15府県、近隣の所でも7割近くが派遣しなかったと回答をしているのです。だからこういう事実関係、これは確かに言われているように国が発表した中身です。それは既に報道されています。犬伏消費生活創造室長も御承知のような状況から見て、決してそんなに手放しで喜べるような状況でなかったと思います。

同時に聞くのですが、消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会報告書でどう書かれているかという、受講者数、運営の効率性及び研修内容の充実性に課題があり、特に受講者数との関係では成果として不十分である。そして今後も徳島で継続するには、徳島で実施する研修の内容、場所、実施体制方法及び実施回数等の見直しが必要だという報告もされております。県として今るる言われたが、こういう指摘をされているので

す。これを県はどう受け止めるのですか。

犬伏消費生活創造室長

おっしゃっていただいたのは、消費者委員会が出された専門調査会の報告書であろうかと思えます。

その中にはおっしゃったとおり、徳島県での受講者数が少なかったという御指摘がありました。ただ、一方では徳島で実施することも一定のニーズがあるとも評価されております。

一番大事なところはやはり内容でございます。昨年度ですが相模原では63講座をやりました。徳島県内では14講座をやりました。これは全く同じ講座というのはいけません。先生も違いますし、時期も違います。違うものどうしを比べて、果たしてどこまでそれを言っていけるのだろうか。報告書にはそう書かれておりますが、非常にこれは一面的なところで残念であると感じております。同じものどうしを比べて、少なければそれはそういうこともあるかと思えますが、違う要素がたくさんある中で比べているのを一概に比較するのは少々乱暴ではないかと。ただし、これは調査報告書でありまして、こちらに基づいて国民生活センターでは来年度以降の体制を御検討されておるのだろうと考えております。

山田委員

そうしたらさっきの自治体のアンケートの中で、研修の内容はどう書かれていたか。相模原と同程度、同様の内容、徳島独自の内容を求める意見がほぼ同数あったようです。

しかし、関西、中国、四国15府県の自治体が相模原と同様の内容という意見が多かったと聞いています。そういうところから見ても、犬伏消費生活創造室長はそう強調されるが、そういうことをしっかり踏まえた上での今回の報告書と私は思いますが、その点はいかがですか。

犬伏消費生活創造室長

どのような研修内容に重点的におくべきかと書かれております。こちらは私どもも同じように参加者に聞きましたが、皆さんの希望は相模原と同じようなものを作ってほしい、それは特に中国、四国、関西の方はそう考えられております。

ただ、それがなかなか実現されていない、私どももお願いしました。ところが国民生活センターでは内部の御事情なんだろうが、同じものができませんでした。これは非常に残念でございますが、私どもは、関西の方、中国の方、四国の方の希望がかなえられるような研修をしてくださいと引き続きお願いしていきたいと考えております。

山田委員

今日の発言を聞きながら、また振り返って特別委員会で聞こうと思っておりますが、あと1点、2019年度に既に2回徳島で研修が実施されています。この実績、定員数、参加者数、充足率等があったら御報告ください。

犬伏消費生活創造室長

令和元年度の研修の結果について御質問を頂きました。

これは、第1回が5月30日から31日に実施したのですが、定員が72名のうち50名の参加者がございました。このときのテーマは、若年者に多い消費者トラブル、支払方法の特徴も踏まえてという内容でございました。これは、参加者の興味を引いた内容であったから50名だったのだろうと考えております。

その後、第2回が6月28日、こちらは定員72名のうち31名でございました。こちらもたくさん来ていただきたかったのですが、時期的なものがあったのか、たまたまなのかは分かりませんが、少なかった。ただ、こちらも相模原の内容とは少し違っていたので単純な比較はなかなか難しいのではなかろうかと、これは第1回するときも同じでございます。同じ内容ではないので、なかなかそれだけでは比較は難しいのですが、興味のあるものには皆さん来られる、少ないのには来られないという状況でなかろうかと、このように考えております。

山田委員

商品テストの問題もやりたかったのですが、特別委員会で聞きたいと思います。

次の問題ですが、事前委員会でも聞きました、今日も大きな災害がいよいよという状況が言われていますが、県内の今年4月1日現在の避難行動要支援者数です。指定施設数、受入可能人数及び収容能力です。

これはずっと一貫して、もちろん保健福祉部との連携もありますが、災害豪雨時この要配慮者に対する支援、避難を後押しする体制の構築ということも書かれています。

死者ゼロを目指す上では非常に重要な中身だと思えますが、まず、その数字的な状況、昨年及び今年度について御報告ください。

岡委員長

小休します。（13時18分）

岡委員長

再開します。（13時18分）

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

避難行動要支援者の平成31年度4月1日現在の数でございます。

現在、24市町村を合わせまして6万4,399人となっております。昨年度は平成30年4月1日時点でございますが、6万6,264人となっております。

山田委員

収容能力は対前年は6.4パーセントという数字でした。今年度は収容能力はどれぐらいになるのかが1点と、整備する上で、保健福祉部門と危機管理部門の二つで対応して死者ゼロを目指すという構図になると思えますが、そのすみ分け。連携するのは当然必要だと思いますが、個々の役割分担はどうなっているのですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

避難行動要支援者に対する福祉避難所の収容人数の受入可能人数の割合でございます。

昨年度につきましては、6.4パーセントでございましたが、現在収容能力が7.4パーセントとなっております。

保健福祉部と危機管理部とのすみ分けでございますが、まずは福祉避難所の指定につきましては、バリアフリー化された施設を市町村が施設管理者と協定を締結して指定しているものでございます。現在、指定を促進するため、これまでの保健福祉部の活動としましては、平成24年6月には社会福祉施設6団体と福祉避難所の指定への協力ということで応援協定を締結していただいております。福祉避難所として指定した市町村に対し、備品等の購入経費の助成、また福祉避難所に指定した施設において実施する資機材整備及び受入訓練に対する支援等の取組を進めてこられております。

現在、施設数につきましては、平成31年4月1日現在で174施設となっており、これから高齢化の進行に伴いまして、ますます要配慮者等の増加などを考慮しますと、更なる拡大をさせていく必要があるという認識で進めておるところでございます。

加えて、危機管理部につきましても、加速する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業ということで現在6月補正予算の要求をさせていただいておりますが、この中でも避難所の機能強化ということで、これまで避難所におけるバリアフリー化を行ってきている実績がございます。

危機管理部としましても、これからも進めてまいりたいと考えておるところでございます。

山田委員

災害弱者の受皿整備が急務だという状況ですが、前年度より1パーセント伸びました。しかし、それでも7.4パーセント。そうことから見たら、極めて急がなければならない課題だということで取り組んでほしい。私自身もこれを応援しながら皆さんの声も聞いておりますので、避難所まで連れて行く道の問題とかいろいろなことも聞いております。改めてこの問題については聞いていきたいと思っております。

最後になりますが、議案にも絡むことで、徳島化製事業協業組合の問題についてお伺いします。

今回の補正で乳肉衛生管理指導費2,375万円の内訳、それと、それぞれの補助金が前年度と比べてどうなのか。また累計も合わせて御報告ください。

山本安全衛生課長

乳肉衛生管理指導費の内訳等についての御質問でございます。

これにつきましては、と畜場等衛生確保対策事業補助金になっております。

内訳といたしましては、と畜場衛生確保対策事業が1,000万円、化製場衛生確保対策事業が1,375万円でございます。

と畜場衛生確保対策事業につきましては、と畜場設置者やと畜場管理者が実施すると畜場内の環境保全対策、O157等の食中毒防止対策、さらにはBSE対策などの食肉の安全

性確保対策に係る事業でございます。

化製場衛生確保対策事業につきましては、県下の食肉センター等の食肉生産過程から排出される獣骨や脂などの畜産副産物の適正処理に対する補助事業でございます。

山田委員

累計はどうなっているのか、それと対前年度はどうかという点について御答弁ください。

山本安全衛生課長

と畜場衛生確保対策事業につきましては前年と同額、化製場衛生確保対策事業につきましては、10パーセントの削減となっております。化製場衛生確保対策事業につきましては、累計で13億2,543万8,590円となっております。

と畜場衛生確保対策事業につきましては、毎年1,000万円の累計という計算になります。

山田委員

と畜場衛生確保対策事業は、平成6年から1,000万円で、化製場衛生確保対策事業は10パーセント削減で、今後も徐々に下げてきているのですが、もうそろそろやめる時期だと思いますが、なぜ10パーセントの削減か。

また、と畜場衛生確保対策事業の1,000万円は、平成6年からずっと1,000万円です。徳島市からの要望があった時期もありました。何でそうなっているのか分かりやすく御報告いただけませんか。

山本安全衛生課長

それぞれの補助金につきましては、広く県民の日常生活に密接な関係を持っております。公益性が高く県民の公衆衛生の確保に必要な事業だと考えております。

今年度の補正予算編成過程におきましては、補助事業者から事業量の増減でありますとか、社会的、経済的要因に関する影響、事業実施に要する経費について確認いたしまして、事業の現状と効果について聞き取りを行いますとともに、前年度補助額あるいは事業の有効性など多様な視点から検討を加えまして、と畜場衛生確保対策事業につきましては前年度と同額、化製場衛生確保対策事業につきましては、前年と比較して10パーセント削減といったところでございます。

山田委員

今、答弁いただいたのですが、これは質問し始めてから全く変わらない。岡委員長の質問のときでもそうでした。

本当に、これでは県民の皆さん納得しません。そこで、視点を変えて聞きますが、他の県でもほとんど実施されていないこの補助金が、本県だけで出している。補助金投入の具体的な県民にとって分かりやすいメリット、また他の県にはなく、徳島県だけがあるのだから、これだけ入れている状況で、合わせて13億円余り、他の2部局を入れたら50億円を

超える状況なんで、端的にお答えください。

山本安全衛生課長

それぞれの事業におきましてのメリット等でございますが、県下の食肉センター等で食肉生産工程で生じます骨や脂等の畜産副産物の適正処理によりまして、環境衛生保全でありますとか、畜産副産物の再資源化ということで、県民の公衆衛生の発展に寄与しているということで、予算の範囲内で補助を行っているということでございます。

山田委員

もう質問は終わります。幾ら聞いても、本当にこんな補助金はやめるべきだと思ひまして、議案の態度としてこの事業を含む補正予算の一部、それから消費税関係関連の議案第9号は、反対するということだけ表明して終わります。

古川委員

消費者庁等の移転につきまして、先ほど報告がありました。どう進めていくかということで、今回、政策提言の中にも、地方への新たな人の流れを作り出す突破口とすると打ち出しておりますが、この災害対策、首都機能の分散化という部分をもっと言ったほうがいいのではないかと考えています。これは、県としたらそういうことを言ったらマイナスになるかと思っているところがあるのですか。

犬伏消費生活創造室長

首都直下型地震への備えの面を言っていたらいいのではないかと御質問を頂きました。

その点、おっしゃるとおりでございます。最初に政府関係機関を移転させると募集があったのは、もともとは行き過ぎた東京一極集中の是正がありました。

ただし、その背景としましては、今後30年間で起こりうる地震のうちの一つとして、首都直下型地震がある。今は東京圏に人も企業も官庁も集まり過ぎているのではないかと、そのためにバックアップ機能として分散したほうがいいのではないかとすることは、おっしゃるとおりでございます。

ただ、今回は紙面の都合上、一部触れさせてはいただいておりますが、気持ちとしてはおっしゃるとおり、首都直下型地震の分散要因になりますので、これは必要なことだと、このように考えておる次第でございます。

古川委員

特にそれを言わないようにしてということはないので、もっと言ったほうがいいと思います。G20の会議もあります。そこで言えるかどうか分かりませんが、その部分もしっかりと訴えて、突破口にしてほしいと思います。消費者庁は以上で終わって、今日は災害対策について聞きたいと思っております。

今日も南九州のほうでかなり災害の危険性が高まるような豪雨災害があり、去年も大きな災害がありましたし、また地震につきましても、山形県や新潟県で大きな地震がありま

した。今回4月の選挙におきましても住民の方は災害対策が最も関心の高い部分だと思いましたが、私ももう一回、県政の最重要課題ということのを再認識して、しっかりと取り組んでいくべきだと訴えさせてもらいました。

また、知事も災害列島ということで、この5期目を最大限やっていくということを訴えておりますので、一つ一ついろいろな課題があると思いますが、しっかりとやっていくことが大事だと思います。しかも市町村を巻き込んでやっけないとなかなか駄目が詰まっていけないと思いますので、そういうことをこの5期目の県政の中で進めてほしいと思います。少し大きい質問になりますが、今の防災・減災対策を進める上で現場において大きい課題みたいなものは何か感じている部分はあるのですか。お金の部分は別として何かありますか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

現場においてどういう課題がということですが、正に今、本日も大雨の対応ということがありまして、南海トラフ巨大地震もまだあり、確かに課題がたくさんある中で、まずは、いろいろ力を入れていますが、今年に関しては5段階の警戒レベルの周知を事前委員会でも出ささせていただきました。豪雨災害の指針でレベル4であれば住民の皆さん避難してください、避難勧告が出たら避難してくださいと、そういうところをいかに市町村と県民の皆様を通じて周知を図っていくかということが一つ大事なところだと思っております。

また、南海トラフ地震に関連する情報に関しても、県におきましてガイドラインを作りまして、今年度は、それを市町村に実際の対策として、どうやって取組を進めていくのか、これから市町村に我々が説明に行ったり、意見交換をしながらやっていきたいと思っております、その二つを提示させていただきました。

古川委員

分かりました。県は死者をゼロにするんだと、大きい目標を打ち出している割には、課題はレベル5をとにかく今は周知したいと、意気込みに差があるような気がするのです。4年間で本当にとくしまゼロ作戦をどうやって実現していくかというような、その部分が見えてこないというか、何かありますか。菊地とくしまゼロ作戦課長は今年4月からなのでなかなか難しいところもあるかと思いますが。

坂東危機管理部次長

大きな意味での課題点についての御質問です。

課題でいいますと、もちろん行政としては、ハード・ソフト両面からの対策を行っておりますが、難しいのが人材育成や官民あがての対応。南海トラフを考えた場合、官民連携というのは一つ大きな課題になっておりまして、これまでですとボランティアを一つ大きな軸としておりましたが、それ以外の専門職、例えば弁護士であるとか、いろいろな士業の方々、建築士も含めて専門職とのネットワーク。協定は既に締結しておりますが、こういったものをより円滑にどう使っていくのか、活用していくのかでありますとか。やはり行政だけでできることは限られておりますし、また自助に関して、今回の避難レベル5も

そうですが、避難でありましたり臨時情報が出たときにどう対応していただくか。

指針というものは行政で作れますが、それに基づいて行動していただく部分については地域住民の方々の理解，それから行動につながるような共助，声掛けということが大事になってまいります。そうしたものを，今までももちろん取り組んでおりますが，更に実効性のあるものにしていくところが大きな課題であると考えております。

古川委員

確かに国，官民連携，県民の方をどう巻き込んでいくか。さっき市町村も巻き込んでと言いましたが，住民の方もそのあたり確かに難しいところだと思います。大きな課題だと思いますが，しっかりと情報発信をして，いろいろな機関が動いてもらえるように情報を出していく。どの地域ができてないのか，そのあたりを情報発信して，いろいろなところが動けるようにするのがすごく大事なかなと思いますので，しっかり進めてもらいたいと思います。

しかし，何もかもハードでは絶対無理です。想定外をなくすと口では言いますが，なかなか想定をハードでカバーするというのは無理だと思いますので，そういう意味ではソフトの部分でとにかく命は守ってもらう。そういうところを，しっかりと県民の方に理解をしていってもらわないといけないのですが，そのあたりも，ちょっと訴えが弱いと私は感じていますので，県民の理解を得られるように訴えてほしいと思います。

選挙中にもよく聞かれたのですが，災害時の備蓄品について少し詳しく聞かせてください。特に食料の備蓄について聞きたいのですが，この備蓄についての基本的な考え方はどうなっていますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

災害時におけます備蓄方針と食料等の備蓄について御質問を頂きました。

災害時に必要となります食料等の備蓄につきましては，県と市町村とで構成しております，災害時相互応援連絡協議会にて，平成26年3月に南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針というものを定めております。

この方針の中で備蓄目標などを基に物資の確保を推進しているところでございます。

目標の設定につきましては，推定避難者数を21万9,000人としております。この人数に対して必要とする食料の備蓄につきましては，1日2食計算で44万食が1日に必要と数値目標を立てております。

確保につきましては，まず1日目は，住民の持参によりまして自助で賄っていただく。2日目につきましては市町村の備蓄。3日目につきましては県が備蓄という形で1日目，2日目，3日目という形で協力しながらということでイメージをしております。

現在の県の備蓄につきましては，3日目に当たります数量としまして，現物備蓄としまして必要数21万9,000人の2食分ということで約44万食に対して現物の備蓄，これの10パーセントを現物で備蓄してございまして，これについては完了しております。

残り9割につきましては流通備蓄ということで，県内各協力いただける企業様から提供を踏まえて9割としております。

市町村につきましては，ばらつきはあるものの，トータルで申しますと，必要な量，こ

ちらも2日目の必要量は44万食でございますので、こちらについての必要量としてはトータルとしては今のところできております。若干ばらつきはございますができておる状況でございます。

古川委員

徳島県の場合は、1日2食で44万食の備蓄が必要と目標を立てているということで、1日目は、個人または自主防災組織、44万食分は何とか自助でやってほしいということ。2日目の分は、市町村で44万食確保します。3日目は県でします、4日目以降は広域的な災害対策が来るだろうと考えているということです。

県のほうは、この44万食のうち1割を現物でできているということですが、この県の部分につきまして、まず現物でどういった場所、どういった形で備蓄を44万食の1割分しているのかと、9割の流通備蓄は民間で量的には足りていて、本当に提供してもらえるのかどうか。また9割と1割というのは、何を根拠に1割と決めたのかという部分の3点を教えていただけますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

現物備蓄の保管している場所等について御質問を頂いております。

3日目から県内では流通の確保が見込まれるという判断で、備蓄を進めさせていただいております。

現物備蓄の60パーセントにつきましては、まず発災直後に輸送が困難な地域に効率的に持ち込むことができるよう災害時に拠点となる施設に物資を配置し、大規模災害時の体制を整備しているところでございます。

特に県南地方、県南の3町を重点的にということで、施設としましては県南の南部防災館と東部の北島町の防災センターと新たに設置されております西部防災館。この3点を主に置いております。

9割の流通備蓄につきまして、その確実性と言いますか問題がないかでございますが、飽くまでもこれは見込みという形ではございますが、各関係機関、企業様の方からそのお話をさせていただいて、協定を締結しているところがございます。そのときに、一応これぐらいということで、積算させていただいた数字でございます。

ただ、道路等の流通そのものが運送できないということも十分考えられますので、更にこれからも広く企業の方にも協力を求めていく形を取らせていただきたいと思います。

もう1点、1割の目標でございます。先ほどの県南地方3町に3日目に必要となる食料品につきましては、人数換算でいきますと1万7,200人の食料が必要となります。これが全体の4パーセントに当たりまして、これを踏まえてその他の地域でも孤立化という心配もございますので、これは初期の対応を考慮しまして、今のところは10パーセントを現物備蓄の目標とさせていただいているところでございます。

古川委員

備蓄の場所は、輸送が困難な地域の防災館やそういう場所ということでいいと思います。

発災となった場合、民間の方は当然、協力はしてくれると思います。ただ1割の根拠、これまでもいろいろな所で災害が起こっていますが、大体同じような形の備蓄で支障なく回っているというのは確認ができていますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

現物備蓄に関する統一的な基準というものは存在していないと考えています。

都道府県でそれぞれに被害想定を考慮した中で、備蓄については示していると認識しているところですが、それぞれの数量に対して現物備蓄が実際のときに不足したかどうかというのは、情報を持ち合わせていないところですが。

古川委員

分かりました。食料が足らなくて困ったような報道もないので、いけている気がします。近年の状況をしっかり把握をしてもらって、現物備蓄1割で大丈夫かどうかというのはきちんと検証案を作ってほしいと思います。

また、市町村についてはトータルはいけている、地域の状況であるということですが、まず市町村も同じように44万食の1割を確保しているということでもよろしいですか。それとできてない地域があるというのはどういう所なのか、もう少し詳しく教えてもらってよろしいですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

2日目の市町村の備蓄ということですが、こちらにつきましては現物備蓄を基本としております。

各市町ごとの数字ですが、各個別の数字については差し控えさせていただきたいと思います。

古川委員

では、県内トータルで44万食全部現物備蓄であるということ、できているところもあれば、人口の多いような所は難しいところもあるのか、そのあたりの情報を出していかないと、いろいろ機関が動いてくれないし、やれてない所はそういう動きをしていかないと、なかなか進んでいかないと。市町村との関係で一生懸命やってくれているので、余りそういうのは出したくないというのも分かりますが、情報を出していかないと、やはり進んでいかないと。このあたり今後考えてほしいと思います。

そしたら備蓄については、2日目の市町村は44万食備蓄できているし、県の流通備蓄を含めて対応できているような体制は取れているという県の認識ということでもよろしいですね。

あと1日目の個人や自主防災組織の自助の部分、このあたりの把握はしっかりできていますか。これを進めていくために、県としてはいろいろな対策を打っていかないといけないと思いますが、状況を教えてもらえますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

平成30年度に実施しました、地震津波県民意識調査の設問のうちの一つとして、地震に対する備えの一つの中で、家族の備蓄食料を準備しているという形での回答率につきましては、70.6パーセントの方が準備をしていると回答を頂いております。

ただ、これにつきましては何日分というのは、それぞれあるのですが、まずはそういった意識付けというのが前回3年前の数値よりも上がってきておりますので、少しずつではあります、意識付けについてはできているかと考えております。更にこれを100パーセントに近づけるように努力していきます。

古川委員

分かりました。個人も100パーセントに近づけていくということですが、なかなか備蓄しても外で遭ったときは持ち出せない場合もあると思います。

自主防災組織等で避難指定する場所で備蓄もしていくというのは大事だと思うので、そのあたりの支援策をもう少し強力で打ち出していただいて、市町村に任せるだけでなく、県もしっかりと支援策を打ち出してほしいと思います。それで1日でも確保していけると思います。そういった声も選挙中多かったので要望しておきたいと思いますので、今幾つか言いましたが、そういった備蓄はしっかりと駄目を詰めていって、いつ災害が起こっても対応できるような形でやってほしいと思いますのでよろしく願いいたします。

最後もう1点、今回井川議員の一般質問で福祉避難所の関係、福祉避難所のネットワーク会議を立ち上げるという回答がございました。

これは大事なことで、被災を受けたら障がい者や高齢者の施設の方も当然被災を受けて、ただでさえ人手不足のところ、ほかの所にサポートに行くことになる、かなり厳しい状況が生まれると思いますので、事前に対策を作っておくのはすごく大事だと思います。

また、今回の国への要望の中でも福祉避難所の広域的な全国的な派遣調整システムを構築してほしいと要望を上げてくれていまして、これも私が訴えてきたことなので感謝していますが、こういった体制を取っていかないと、せっかく指定した避難所を開設できないことになってしまいますので、これは所管としては保健福祉部になると思いますが、当然このネットワーク会議の中に入って、特にこの県内の組織とともに全国の連携も進めていくような形で、危機管理部もしっかりと訴えて、構築してほしいと思っておりますが、このネットワーク会議についてそういった部分をどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

徳島県災害福祉支援ネットワークについて御質問を頂きました。

保健福祉部に確認したところでございますが、東日本大震災、熊本地震、台風等々の土砂災害など、甚大な被害をもたらしている中で、高齢者や障がい者、子供、地域の災害要配慮者が、避難所において長期間の避難生活を送る際、必要な支援がなければ生活機能の低下や要介護度の重度化が生じるケースが発生しております。災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応は喫緊の課題となっております。

こうした中、平成30年5月31日に国から災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラ

インが発出されております。

各都道府県において一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームの組成を行うことや、チームの派遣について協議等を行う官民共同による災害福祉支援ネットワークの構築に向けた取組が示されております。

本県におきましては、平成24年6月に既に県と社会福祉施設、関係6団体との間で相互応援協定を締結し、被災施設や福祉施設への人材応援の派遣等につきまして協定体制の構築をしていたところでありますが、国のこのガイドラインを参考としまして、平成31年4月に新たに県内の12社会福祉施設関係団体、それと4団体の職能団体と福祉関係団体、社会福祉協議会、各市町との連携をさせていただきまして、新たに徳島県災害福祉支援ネットワークを設置したところでございます。

このネットワークでは、介護福祉コーディネーターを中心とした災害時の福祉支援体制や福祉専門職の派遣、人材育成等について協議検討を行うこととしておりまして、今後、本県での実情に最も適切な形で、福祉人材派遣体制の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

古川委員

災害弱者の方の避難というのは本当に最大の課題ですから、危機管理部がこの責任を負う形でしっかりやっていかなければならないと思いますので、関係6団体と協定を締結していますといっても、いざ発災となったときに本当に動くのかどうか、そのあたりの駄目を詰めていかなければならないと最初から言っているのであって、危機管理部も主体となって取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

危機管理部関係の付託議案のうち議案第1号及び議案第9号については、先ほど山田委員から反対の表明がありましたが、ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、議案第1号及び議案第9号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「令和元年度徳島県一般会計補正予算（第1号）」及び議案第9号「徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について」は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号及び議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号及び議案第9号を除く、危機管理部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第9号を除く、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号, 議案第9号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第10号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。(14時01分)